

丹波市下水道事業の 受益者負担金・分担金制度のあり方について

R7.8.29

目次

- これまでの議論の経過 1
- 工事負担金額の算定（案） 6

■ これまでの議論の経過

課題解決に向けた受益者負担のあり方

- 01** 地域間の負担の格差を解消し、**市内で統一した負担**とする。
現在の受益者負担金・分担金制度を、公共ます設置工事費相当額を算定基礎とする**工事負担金制度**とする。
- 02** 暫定条例、現行条例を廃止し、**新しい条例を制定**する。
- 03** **猶予地を廃止**し、管理事務等を削減する。

あり方に対する意見の集約

- 現在、下水道本管の整備が概ね完了しているため、負担金額を統一するのが妥当だ。**方向性は賛成。**
- 工事負担金とする場合、**丹波市ではどのように基準額を設定するのか、**考え方の整理が必要。

本日の決定事項

01

今後の受益者負担のあり方について、地域間で生じている負担格差を解消し、**市内で統一した負担**としてよいか。

02

現在の受益者負担金・分担金制度を、公共ます設置工事費相当額を算定基礎とする**工事負担金制度**に改定してよいか。

★現在の制度では、単位制の地域の場合、建物の用途に応じて負担に格差が生じていたが、市内で負担を統一し、工事負担金制度に改めることで、市内の下水道区域内であれば、**「どこに何を建てても負担は一律」**ということになる。

本日の検討事項

工事負担金額の算定方法

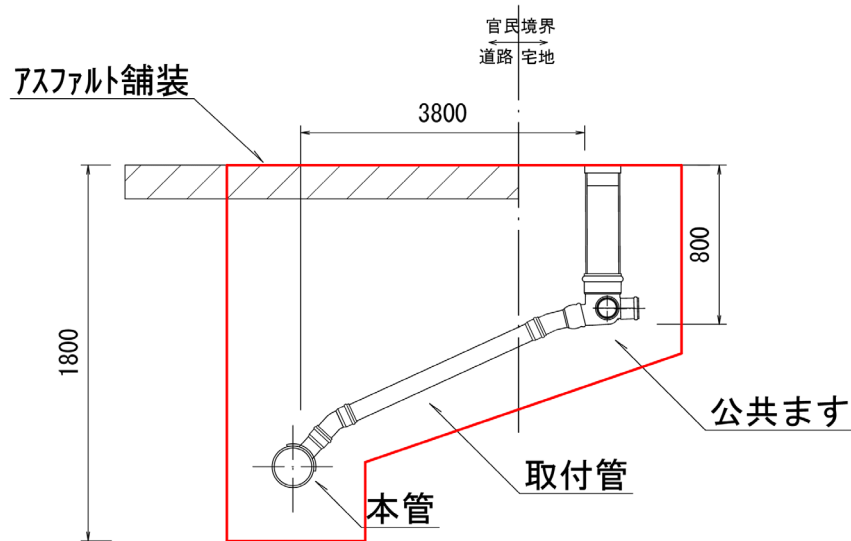
■ 工事負担金額の算定（案）

01

公共ます設置費の標準工事費 = 工事負担金

標準的な現場条件を設定し、舗装本復旧費を含む公共ます設置費を工事負担金とする。

標準工事断面図



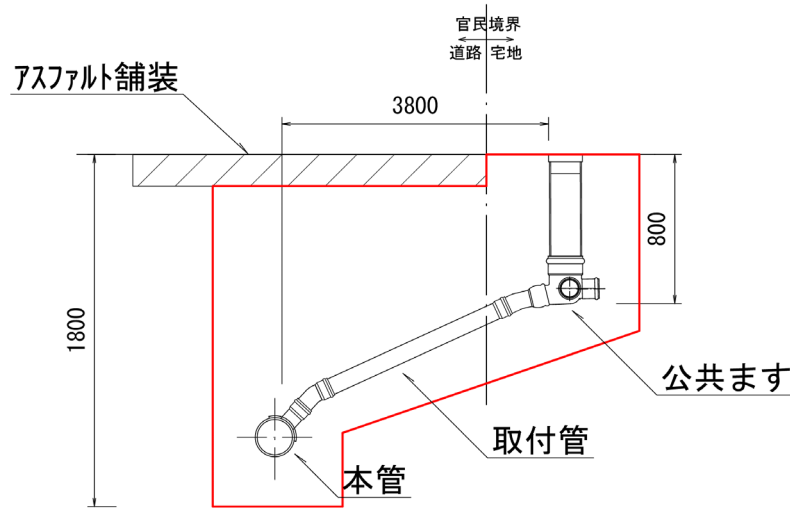
公共ます設置費
+
舗装本復旧費
||
工事負担金 464,000円

【現場条件の設定】

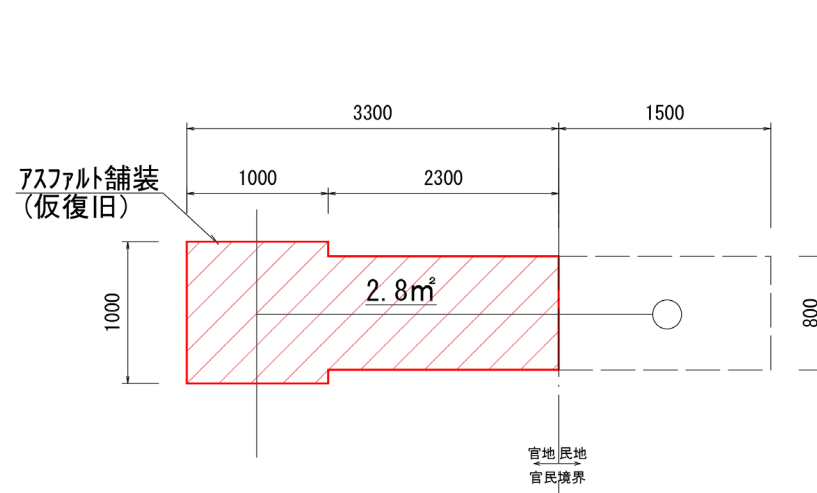
本管の埋設状況や周辺の道路構造物により現場条件が多岐にわたるため、標準的な現場条件を設定する。

- ・ 市道本管からの取付管の延長は3.8m、掘削深は1.8mとする
- ・ 舗装仮復旧の面積は、 2.8m^2 とする
- ・ 舗装本復旧の面積は、 10.0m^2 とする

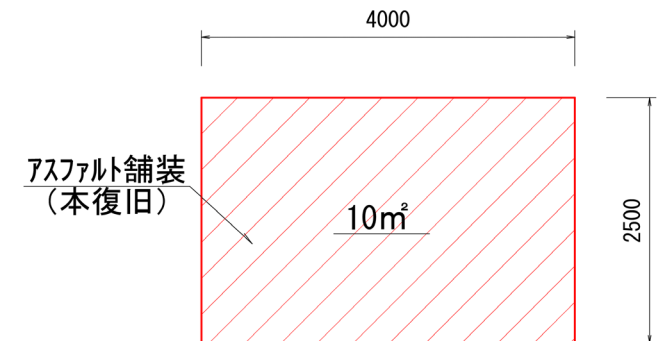
標準工事断面図



舗装仮復旧



舗装本復旧



02

公共ます設置費の平均額 = 工事負担金

公共ます設置費の過去3年の1件当たりの平均額が392,130円であるため、公共ます設置費に舗装本復旧費140,780円を含めた額を工事負担金額とする。

【各年度の件数と工事費の総額】

年 度	件 数	工事費総額
R4	66件	25,773,000円
R5	56件	22,792,000円
R6	54件	20,449,800円
合 計	176件	69,014,800円



公共ます設置費の平均額
+

舗装本復旧費

＝

工事負担金 532,000円

69,014,800円 ÷ 176件 = 392,130円

392,130円 + 舗装本復旧費 140,780円 = 532,910円

03

受益者負担金・分担金 実績平均額 = 工事負担金

現在の受益者負担金・分担金のR4～R6の1件当たりの平均額（一般住宅に限る）が397,746円であるため、現制度の平均額を工事負担金額とする。

【各年度の一般住宅のみの件数と負担総額】

年 度	件 数	負担総額
R4	55件	21,318,620円
R5	50件	20,307,160円
R6	47件	18,809,400円
合 計	152件	60,435,180円



受益者負担金・分担金 実績平均額



工事負担金 397,000円

60,435,180円 ÷ 152件 ≒ 397,600円

04 受益者負担金・分担金 制度上平均額 = 工事負担金

現在の受益者負担金制度では、一般住宅を新築する際の平均的な負担金額（※）が295,117円であるため、制度上の平均額を工事負担金額とする。

（※） 柏原町・氷上町における一般住宅を建築する際の標準的な敷地面積で算定

受益者負担金・分担金 制度上平均額 = 工事負担金 295,000円

【受益者負担金・分担金の平均金額】

過去3年間（R4～R6）の一般住宅を建築する際の平均敷地面積
・ 柏原町 307m² ・ 氷上町 337m²

【面積制】

柏原地域	$307\text{m}^2 \times 600\text{円} / \text{m}^2 = 184,200\text{円}$
氷上地域の一部（公共）	$337\text{m}^2 \times 740\text{円} / \text{m}^2 = 249,380\text{円}$
氷上地域の一部（特環）	$337\text{m}^2 \times 970\text{円} / \text{m}^2 = 326,890\text{円}$

【単位制】

氷上地域の一部	1 単位 420,000円
春日・山南・市島地域	

平均額
295,117円

工事負担金額の算定方法（案） まとめ

【公共ます設置費を基に算定】

01	公共ます設置費 標準工事費	<u>464,000円</u>
----	------------------	-----------------

02	公共ます設置費 平均額	<u>532,000円</u>
----	----------------	-----------------

【受益者負担金・分担金を基に算定】

03	受益者負担金・分担金 実績平均額	<u>397,000円</u>
----	---------------------	-----------------

04	受益者負担金・分担金 制度上平均額	<u>295,000円</u>
----	----------------------	-----------------